

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

長 万 部 町

一般社団法人函館地区トラック協会

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

長万部町（以下「甲」という。）と一般社団法人函館地区トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被災者支援に必要な生活必需品等の輸送
- (2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送
- (3) その他甲が必要と認めた業務

（要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（業務遂行への配慮）

第5条 甲は、乙が第3条における業務を行う際には、災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、輸送に支障を来さないよう、関係機関と連携を図り安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（要請の手続）

第6条 甲は、業務を要請する場合、別記第1号様式の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第7条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。
- (3) 業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

(業務報告)

第8条 乙は、業務が完了した場合、別記第2号様式の「災害時協力業務実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

第9条 乙が実施した第3条の業務にかかる費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は、乙が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決定する。

3 甲が負担する費用の請求および支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(事故等)

第10条 乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、その運行を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(体制の構築)

第11条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 非常時の連絡網

(2) 非常時の人員体制

(3) 業務の実施に必要な車両の保有状況

(4) 業務の実施に必要な資格(運転免許等)の保有者

(5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第12条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには、地域住民との密接な連携、情報共有、信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲および自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第13条 乙が実施した第3条の業務により、自らの責任に帰する理由により甲、および第三者に損害を与えた時は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

2 甲および第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。

3 責任の所在が不明確な場合においては、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第14条 乙が実施した第3条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては長万部町総務課長、乙においては一般社団法人函館地区トラック協会専務理事とする。

(配慮事項)

第16条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民および自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集および提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導などの実施に努めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月25日

甲 長万部町
長万部町長 木 幡 正 志



乙 函館市西桔梗町555番地32
一般社団法人函館地区トラック協会
会 長 東 谷 武 彦



別記第1号様式（第6条関係）

災害時業務協力要請書

平成 年 月 日

一般社団法人函館地区トラック協会
会長 様

長万部町長

印

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 要請理由等

要請担当者	課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請理由	

2 要請内容

輸送物資名	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	
		(自) 月 日 (至) 月 日	輸送元 輸送先	

災害時協力業務実施報告書

様

[illegible]